

発議案第 3 号

天理市議会委員会条例の一部改正について

標記の件につき、別紙のとおり地方自治法第112条及び天理市議会会議規則
第14条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 26 日提出

天理市議会議員	市 本 貴 志
〃	山 田 哲 生
〃	鳥 山 淳 一
〃	寺 井 正 則
〃	石 津 雅 恵
〃	井 上 伸 吾

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例（昭和32年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「くらし文化部、」を削り、同項第3号中「経済産業委員会」を「くらし産業委員会」に、「環境経済部」を「くらし文化部、環境経済部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在任する常任委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会の所管事務調査事項及び付託されている審査事件は、それぞれ新条例第2条の規定により当該事項及び事件を所管することとなる常任委員会の所管事務調査事項及び付託された審査事件とみなす。